

令和元年度答申第61号
令和元年12月18日

諮問番号 令和元年度諮問第62号（令和元年11月29日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。ただし、確認すべき未払賃金の額については、更に十分検討した上で算定する必要がある。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）

があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

(2) 賃確法7条における上記「労働者」について、同法2条2項は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう旨規定し、労基法9条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう旨規定する。

(3) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。「以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

(4) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。

(5) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記(1)の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労基法24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までの間に支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成29年2月20日、P社の代表取締役役に就任し、同年4月1日、Q社（以下「本件会社」という。）を適用事業所とする雇用保険資格を取得した。

(履歴事項全部証明書、下記労働者に関する照会について(回答))

(2) 審査請求人は、平成29年5月1日、本件会社と雇用契約を締結し、同年10月31日、離職した。

(雇用契約書(平成29年5月1日付け)、下記労働者に関する照会について(回答))

(3) 処分庁は、平成30年4月3日、本件会社について、上記2(3)の認定(事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定)を行った。

(認定通知書)

(4) 審査請求人は、平成30年12月27日、処分庁に対し、未払賃金の額が105万円であること等の確認を求める本件確認申請を行った。

(確認申請書)

(5) 処分庁は、平成31年1月10日付けで、本件確認申請に対し、審査請求人について、本件会社の労働者であったと認めることができないこと及び本件会社で各日何時間の業務を行っていたかを客観的資料により確認することができないことを理由として、本件不確認処分を行った。

(不確認通知書)

(6) 審査請求人は、平成31年1月23日付けで、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和元年11月29日、当審査会に対し、本件審査請求には理由があることから本件不確認処分は取り消されるべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

本件会社と雇用契約を締結しているにもかかわらず、自らが本件会社の労働者と認められないという結果になったことは、不本意である。

(審査請求書)

5 処分庁の主張の要旨

審査請求人が、本件会社の介護福祉施設の運営を統括するP社の代表取締役として、本件会社の運営に携わっていたことは認められるが、本件会社の労働者であったと認めることはできず、また、具体的な労働時間を客観的資料により確認することができないと判断したことは正当なものである。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 審査請求人は、P社の代表取締役として登記されているが、報酬の支払を受けておらず、同社の代表取締役として具体的に法人の運営を行っていたとは認められないことから、形式的なものであると判断できる。また、審査請求人は、①本件会社において雇用保険に加入していること、②本件会社と雇用契約書を取り交わして労働条件を定めていること、③シフト表により勤務しており、労働時間の裁量性が低く、他の労働者と同様に使用者の指揮・命令の下に業務に従事していたことが推察できること、④本件会社からの賃金と考えられる振込記録が存在していること等から、労働者性が認められる。
- 2 処分庁は、上記第1の5のとおり判断したとしており、また、令和元年7月19日付け「審理関係人への質問及び物件の提出要求への提出について」において、本件会社から審査請求人に支払われている金銭が合計64万1019円あることが確認できるが、雇用保険、税金等が控除されていないこと、本件会社の賃金台帳に記載されていないこと及び支払時期が本件会社の労働者と異なり、不定期に支払われていることから、当該金銭は賃金とはいえ、本件会社の労働者とは認められないと判断したとしている。
- 3 しかし、処分庁の調査では、本件会社と審査請求人との使用従属関係に関し、本件会社が審査請求人に不定期に支払っている金銭の詳細を調査しておらず、本件会社が賃金台帳等の客観的資料に記載していなかった理由、雇用保険、税金等の控除がされていなかった理由、支払時期が不定期となっていた理由等を確認していない。
- 4 総合的に判断すると、審査請求人は労基法9条に規定される本件会社の労働者として労働していたと考えられ、審査請求人と本件会社との雇用契約は、締結日が平成29年5月1日、離職日が同年10月31日と判断できる。さらに、本件会社が審査請求人に不定期に支払っている金銭は、審査請求人の未払賃金の内払と考えることが自然である。
- 5 そうすると、審査請求人の未払賃金の額は、平成29年5月分から同年10月分までの賃金の合計110万円から、内払の合計64万1019円を控除した45万8981円となる。
- 6 本件不確認処分は、審査請求人の労働実態に関する客観的資料及び労働実

態のかい離に係る調査結果に即しておらず、適正妥当ということはできない。また、客観的資料から審査請求人が本件会社の労働者であると推察でき、未払賃金の額も計算できることから、当該金額により確認処分を行うべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

処分庁は、審査請求人は本件会社の労働者とは認められず、審査請求人が各日何時間の業務を行っていたかを客観的資料により確認できないとの理由で本件不確認処分を行ったものであるところ、審査請求人は本件会社を適用事業所とする雇用保険資格を取得していたこと、審査請求人と本件会社との間で勤務時間や賃金等の労働条件を記載した雇用契約書が作成されていること、審査請求人はシフト表に従って介護業務等に従事しており、審査請求人が勤務していたことは他の労働者からも申述していること、本件会社から審査請求人の銀行口座に入金があり、これは賃金とも考えられること等に照らすと、審査請求人は本件会社の労働者であったと認められ、本件不確認処分を取り消すべきとした審査庁の判断は妥当である。

なお、審査請求人の未払賃金として確認すべき金額については、本件会社から審査請求人に振り込まれた各金額が賃金の一部であるのかを確認し、十分検討した上で算定すべきである。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。ただし、確認すべき未払賃金の額については、更に十分検討した上で算定する必要がある。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史